

第2節

生物の多様性の確保

1 貴重・希少な野生動植物の保護

1-1 天然記念物指定による野性生物の保護

天然記念物に指定された野生生物を保護するため、必要に応じて専門家の指導により調査し、開発等の影響を最小限にするように保護策の検討、開発計画変更等について指示を行っています。

天然記念物に指定されたからと安心するのではなく、地域の財産として人々に愛され親しまれ、皆の手で保護が図られるようにしていくことが重要です。

1-2 希少な野生生物の保護

貴重・希少な野生生物種の保護を図るため、三重県文化財保護条例等に基づく天然記念物の指定とその適正な管理を行っています。

また、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保対策として、特に保護する必要のある希少野生動植物の指定制度等を整備し、平成16（2004）年5月に20種（動物10種、植物10種）を指定しました。

さらに、新しい三重県の希少野生動植物に関する目録として、平成17年度発刊を目指す「三重県版レッドデータブック」を作成するために、県内の野生動植物種の調査等を進めました。

1-3 野生生物の生息状況等の把握

県内の野生生物の生息・生育状況を把握し、新しい「三重県版レッドデータブック」を策定するため、県内の専門家約100名の参画を得て、「生物多様性調査検討委員会」を設立し、野生生物の分布状況や希少野生動植物の主要な生息・生育地の状況等の調査を進めています。

また、これらの情報等を踏まえ、野生生物データベースを構築し、県内の希少な野生生物約1007種についての概況と生息・生育状況に関する情報をホームページ「三重の環境」で提供しています。

2 地域の生態系の保全

2-1 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する野生の哺乳類（一部を除く）、鳥類については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は48種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖の促進、有害鳥獣の捕獲の許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図っています。

平成16（2004）年度には、第9次鳥獣保護事業計画（平成14（2002）～18（2006）年度）に基づき、鳥獣保護区等を設定したほか、傷病鳥獣の保護、キジの放鳥、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、県内57地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

表2 2 1 鳥獣保護区等の設定状況（県設定）

区 分	鳥 獣 保護区	特 別 保護区	休 獵 区	銃 獵 禁 止 区 域	鉛 製 散 弾 規 制 区 域 等
箇所数（箇所）	92	8	14	97	5
面 積（ha）	55,378	683	7,522	58,069	15,641

表2 2 2 鳥獣保護事業実施状況

区 分	概 要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、休獵区、銃獵禁止区域等の設定及び管理
野生生物保護モデル校の育成	野生生物保護モデル校の活動支援
キジの放鳥	鳥獣保護区等へのキジ放鳥
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病鳥獣ドクター、鳥獣ボランティアの登録及び傷病鳥獣の救護

2-2 移入種による影響対策の推進

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止などの規定を整備し、その普及啓発を行いました。

三重県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物（特定動物）による県民への危害の発生を防止するとともに、動物取扱業者や一般飼養者に対し、動物愛護精神の高揚と適正飼養、終生飼養の普及啓発を行いました。特定動物の飼養状況は、表2-2-3のとおりとなっています。

表2-2-3 特定動物の飼養状況
(16施設) (平成17年3月末現在)

種	目	科	特定動物の区分	飼育頭数
哺乳類	食肉目	ネコ科	ライオン・トラ ヒョウ・ピューマ ジャガ	9
		イヌ科	セグロジャッカル	1
		クマ科	ツキノワグマ・ヒグマ	12
	霊長目	ヒト科	チンパンジ	1
		オナガザル科	マントヒヒ アカゲザル ニホンザル	30
は虫類	有鱗目	ボア科	インドニシキヘビ	2
	かめ目	カミツキガメ科	ワニガメ	2

2-3 開発行為等の指導

宅地開発は、バブル経済の崩壊等の影響もあって、平成4（1992）年度に件数、面積とも大幅な落ち込みをみせ、その後も低迷しています。

宅地開発及びゴルフ場開発等の各種開発行為については都市計画法、三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。